

会 議 要 録

名 称	第 7 回西予市地域づくり活動センター市民検討委員会	
事 務 局	政策企画部まちづくり推進課地域づくり活動センター推進係	
	電 話	0 8 9 4 - 6 2 - 6 4 0 3
	F A X	0 8 9 4 - 6 2 - 6 5 7 4
開 催 日 時	令和 2 年 10 月 26 日(月曜日) 9:30～11:55	
開 催 場 所	西予市役所 5 階 大会議室	
出席者	委員	32 名(欠席 2 名)
	その他	
	事務局	12 名
議事内容(要旨)		
分館分科会委員長	進行：前田眞・愛媛大学教授(委員長) 1. 開会 委員長あいさつ。 2 報告事項 ・西予市公民館分館分科会の進捗報告 10 月 21 日(水)午前 9 時半から午後 12 時まで、分館制度分科会を開催。委員は全員出席、傍聴者は 3 名であった。分館と集会所の利用状況の確認、協議と今後の具体的な利用について協議を始めるまでに至った。資料をもとに協議し、これまで「分館から集会所への移行」としていた表現について「集会所」は「行政区の拠点」という言葉で表記することとして、未来志向に立った捉え方で協議を進める方針となった。説明に対する質問と行政側からの回答と行政側からの具体的な案を提示して進めていき、協議を深めていく。 また、前回の検討委員会で報告した、臨時分館長会について 10 月 15 日(木)午後 7 時半より開催し、分科会資料 4-1 をもとに報告し、分館長から意見を伺うことができた。丁寧な検討と行政区の拠点のあるべき姿を確立していくべく協議を進めたい。	

	※委員からの質問なし ●狩江地区におけるセンターの試験運用（狩江公民館）の進捗報告。 狩江公民館主事より説明。
委員長 委員 A	先行したモデルになるので関心を持っていただければ。 行政への要望に対応してもらうには、デジタル化をぜひ進めて事務局を強化できれば、地域にとっても双方向で素早い課題解決になるのではないかと。
狩江公民館主事	高齢者が多く、デジタル化は進んでいるが対応しにくい状況である。今年度、中高齢者に対するスマホ教室を予定していて、デジタルに触れる機会を増やそうと企画中である。
副委員長 狩江公民館主事	社会保険、雇用保険の流れはどうか。 社労士の方をお願いしている。社労士さんへ依頼する際の報償費も高くなく、基礎型交付金で対応できた。
委員 B	●支所再編案の方向性について 総務課長から説明。 次の四点についてお尋ねしたい。一つ目は、センター長の説明について。昨年の三瓶北地区の市政懇談会において、センター長は「交付金をもとに地域で雇用する」という説明があり、そのように住民も思い込んでいる。その内容が、センター長が「行政職員」になっただけという報告はあったか。地域で雇用する地域任用職員と同じ立場であると思っている住民もいると感じる。二つ目は、社会教育業務の位置付けはどうなるのか。三つ目は、センター移行時の課名「地域生活課」はもっと明るい課名でお願いしたい。四つ目は、以前、総務部長が小規模多機能自治と並行して本庁の機構改革を進めると答弁があったので、その内容を出していただきたい。教育関係の部署がどうなるのか気になる。
委員長、事務局	一つ目の説明は後ほど事務局より説明あり。二つ目の社会教育業務については、資料 6 ページにある図のとおり。社会教育施設等の維持管理については以後検討する。三つ目はご意見頂きありがたく思う。四つ目は別の場面で議論する。内容については今後資料お示しする。

委員 B 生涯学習課長 委員 B 生涯学習課長 委員 B 委員 C 委員長 委員 B 委員長 委員 D 事務局 委員 E 事務局	●検討事項 3「地域づくり活動センターへ備えるべき機能について」の修正案について 事務局より、修正資料「検討事項 3（見え消しあり）」の修正について報告。 資料 16 ページの総合教育会議について、昨年の市政懇談会で教育長より簡単な説明があった。市の総合教育会議の現状として、教育長や教育委員の任期、委員が各町にいるかどうか。センター化になれば、市長部局、総務課が担当されるようになると思うが、教育部局から説明されている。詳しく説明させていただけるか。 総合教育会議の内容は資料に記載のとおり年 1 回開催している。委員構成は、野村、城川、宇和、明浜から 1 名ずつで、三瓶町出身の委員は不在である。今年 6 月までは委員が在席していたが、改選の際に交代している。 任期は何年か。 4 年。一斉に交代するのではなく、委員一人一人の交代時期が違う。 センター化へ向け、所管や形態が変わる中で、総合教育会議は大切な会議であるのに、委員が不在の旧町地域から生の声が届かないのは不安に感じている。 三瓶町は旧町時代に「教育のまち」を宣言し、教育に熱心な町であると自負している。学校施設も他の 4 町より設備や投資を行い、廃校にはなったが、年数が経った今も残っている。この場で検討することではないが、5 町が対等合併し、三瓶町は人口密度も市の平均以上なので、教育委員 5 名であるなら、4 人の委員と 1 人の教育長をそれぞれ地区ごとに配置する配慮はあるのかどうか教えていただきたい。 ここで議論する事項ではないので、後ほど議論する。 それでは、誰が教育委員を選任、任命し決めるものか。確認し、後日回答することとする。 19 ページのところで「確保は『できでも』」は「できても」ではないか。訂正をお願いしたい。 訂正いたします。 標題についてお尋ねしたい。検討事項 3 は「地域づくり活動センター『へ』」となっているが、これは「方向性」の表現と受け取るので、表現としては『の』の方ではないか。 特に深い意図はないので、分かりやすいほうで修正する。
--	--

委員 E、F	今日の資料標題も「地域づくり活動センター『への』」になっている。表記は統一し、分かりやすくした方が良いのではないかな。
委員長	「地域づくり活動センター『の』」に統一したいのですがよろしいでしょうか。
委員長	※異議なし。 異議がないようなので、その形で修正し進めていく。それでは検討事項 4 に移る。
3 協議事項 ●検討事項 4 および資料 38 について事務局より資料説明	
委員 B	小規模多機能自治の具体的な考え方や構想が決まっていな中で、昨年からの分館懇談会で話が出ている。そのなかで、身分が違うセンター長で務まるのか私も心配し、センター長は地域で雇うものと思っている住民が今もいる。行政側の説明から、「検討委員会につながます」と回答があった。市の考え方が変更しているのであれば、「変更した」という報告があるべきではないか。決まってない中の変更はよいが、その報告は必要ではないのか。その際は資料などで変更箇所を周知した方がよいのではないかな。
委員長	その場合は、市からの提案を踏まえて議論していただければと思う。
委員 B	内容が変更したものは新たな案として出していただければよかった。
委員 F	地域任用職員のことで、身分は市の職員ではないことと、人事権は地域にあると説明があったが、職員の任命も地域にあるということか。
事務局	現在の想定では地域づくり組織である。
委員 F	サービスや勤務内容についてはどうか。
事務局	それも地域づくり組織で決定していただくものと想定している。
委員 F	雇用主としては誰が携わるか。
事務局	現在の想定では地域づくり組織である。
委員 F	三瓶地区であれば、「みかめやってみん会」のような五つの地域づくり活動が該当するか。
事務局	そのように想定している。
委員 F	狩江地区のように勤務時間を地域任用職員と地域づくり組織で決めたのは理解できた。管理する人がいない場合だ

	と、フレックス勤務のように自由な時間で活動もでき、柔軟性を持たせた対応もできるのではないかな。
事務局 委員 F	自由な裁量で雇用が可能。 各町の委員にお伺いするが、地域の中で行動力、企画力のある人がいるかどうかお尋ねしたい。
委員 G	城川地区は、見当たらないので大変心配している。
委員 H	野村地区は地域の面積が広いので、人材の確保が難しい。センター長は民間活用や、市で募集するなり検討してもらえないかと思う。
委員 A	宇和地区も人材確保に苦勞している。地域任用職員の基盤がないと動けないし、福利厚生もなければいけないし、財源の心配もある。行政指導のもとで雇用していかないと大変だと感じる。以前資料にあった地域づくり活動センターの図について、この図は提案から決定へ至るのか、それとも提案のままか。
事務局	ここで協議し、検討した結果は「答申」としてまとめ、市長へ伝えるものである。
委員 F	狩江地区以外の明浜地区ではどうか。
委員 I	人材確保に明浜地区も苦勞するが、地域おこし協力隊を採用するなど、地域活動に携わる能力の高い方、若い世代が来ていただけると、地元としてはありがたい。
委員 F	地域任用職員の身分や地位の面で、安定しない人が出てくるのではないかと考える。安定した地位が保証されないと地域任用職員として活動できないのではないかな。こういった方が地域任用職員にふさわしいか、地位の保障について協議しておかないと人材を探すことができないかと思う。この部分をもう少し議論していただきたと思う。
委員 E	資料 38 の No.11、12 の「職員」とは誰のことを指すか。また、どこの部署が有給休暇等の承認をするか。地域任用職員は地域づくり組織に所属する誰に言うのかが分かれば教えていただきたい。
生涯学習課長	No.11、12 の勤怠管理のところの「職員」は、館長、公民館主事、一般事務員の 3 名のことである。3 名の勤怠管理については生涯学習課でさせてもらっている。
委員 E	現行であれば生涯学習課ということだが、市長部局になればどのような管理になるか。
事務局 委員 J	本庁または支所の所管になると想定している。 地域任用職員の勤怠管理は誰がするか。

事務局	地域づくり組織の長である「会長」が管理することを想定している。
委員 J 事務局	センター長が勤怠管理関係ないということか。 そのように想定している。
委員 E	先ほどの狩江地区の説明で、地域づくり組織の中で各組織がさらにあったが、地域任用職員についてはどこが責任もっているのか。
狩江公民館主事 委員 B	現状では、かりとりもさくの会会長が監督している。 条例の設置について、地方自治法 244 条にある「公の施設」が、活動センターのもとになると聞いた。雲南市はまちづくり条例に基づいて総合センターを設置しているが、西予市はまちづくり「構想」しか今のところない。議会で条例がないことを議員が質問した際、独立した条例であると答弁した。センターに移行すれば、正職員の身分は保障されるが、本庁のどこがどの権限で保障するかを示さないといけないと感じる。
委員 H	西予市は先進地と違い、センターに一般職員を配置することだが、待遇の面で、地域任用職員にも行政職員の身分に準じた待遇がとれないか検討して頂けないか。
委員 G	令和 4 年から、地域任用職員を探すことになるが、6 ページの図のようにならない場合はどうなるのか心配している。先日、公民館運営審議委員会を開いた際にもこの話題が出たので、お考えいただきたい。資料 38 の No.15「センター運営委員会」はどのような形態の組織になるのか。また、公運審に代わる組織になるのか。公民館長として勤めて 6 年目だが、次の館長の人選で悩んでいる。センター長が地域任用職員ではないということであれば、地域が人選し、行政が雇うという形か。
委員長	センター長の人選と地域任用職員の位置づけといなかったときの対応は、現実的にはどのような形になるのか
事務局	令和 5 年のスタート時で地域任用職員がいなくても想定しないといけないと考えている。センター運営委員会については資料の検討事項 3 のとおりである。現状では、公民館長を選出するのは地域で、地域で推薦した方を市が雇用するという形が理想的ではないかと考えている。今の公民館長をセンター長にするとしたら、地域づくり組織の代表者が務める姿もある。どんな形にするかは地域で話し合いしな

委員長 委員 K	がら進めて考えてもらいたい。 行政がサポートしなければいけない姿もある。 地域に人がいないのは当たり前であり、どうすると言ってもいつまでも決着がつかない。これからは、誰が適任かを探し出すのではなく、探して育てるという発想がないといけない。地域と一緒に人材を育てていくことも大切である。行政がどうしてくれるに頼るのではない。 行政に頼るだけでは「協働」にはならないので、先進地でもある島根県雲南市では、行政が何かしてくれるのではなく、自分たちで課題解決を提案していくことに住民が気づいた。そう考えると雲南市とは 20 年遅れていると考えられる。今から自分たちで何をするのかを検討して提案し、考えることも、協働の姿、人材育成の姿である。西予市もこの姿は必要ではないかと考える。
委員 L	センター長は地域が雇用すると思われたが、内容を考えれば、行政事務と一緒にないといけないと考える。公民館長では「特別職」だったが、会計年度任用職員であれば、上層の命令に従うことになるので権限が弱くなるのではと感じる。資料 9 ページの図から、地域で独立した活動ができるというフラットな内容で活動できないか考えている。
委員 B	公民館長をセンター長にするのは、簡単にはいかないが、公民館は法律、条令で役割が明確になっているので、センター長も身分がどうなるのか示してもらわないといけない。「協働」なので、センター長の立場を明確に示していただきたい
事務局 委員 E	提案のなかで作ることが大事なと思う。 中川地区では、一番地域の中心になっているのが団体連絡協議会である。全体を統合している団体連絡協議会を解体し、地域づくり組織が突出した形になれば地域が壊れてしまうのではないかと心配する。地域づくり組織だけが主導権をとるのではなく、今の団体連絡協議会を活かし、大事にする組織づくりと、センター長は組織全体を把握した人になるべきだと考えるのでご検討いただきたい。
委員 M	10 月から狩江公民館で勤務しているが、入った時から団体連絡協議会・かりとりもさくの会等の連携が取れていることで仕事しやすい。地域活動などのウエイトはそれぞれ違うと思うが、センター職員も、令和 5 年のスタート時に係長職

委員 E	員を充てるのではなく、今の状況を係長職員にも認識してもらい、地域をまとめてもらうためには、今すぐにでも充てることができる、地域づくりの現状把握が可能ではないか。
生涯学習課長	センター職員のことについて、社会教育主事のことが書いてあったが、今日の説明で、公民館主事から一般行政職員になっても社会教育主事の資格を取得したうえで地域活動にあたっていただきたいと思うが、どのように考えているか。
総務課長	センター化後の社会教育主事の対応は明言できないが、現状、市内の公民館主事がすべて社会教育主事講習を受けているわけではない。講習は四国四県で持ち回り、4年に一度愛媛県に回ってくる。その際に予算を組み、1～2名が受講している。制度が変わり、社会教育士という考え方があるが、こちらを受講済の職員にも幅広く呼びかけたところ、今年は公民館主事1名、教育部局以外が2名、学校職員からも1名が受講（後日、学校職員は受講していなかったことを確認、発言修正）している。研修中は一か月以上不在になり、予算もかかることから、全員を受講させることはできていない。
委員 B	社会教育士のことも含めて、本庁または支所に社会教育主事を配置することも検討して参りたい。先ほどご提案がありました職員の事前配置については検討いたします。
委員長	小規模多機能自治を始めることについて、人口減少、職員減少、財政難の3つの項目を「協働」で市民と行政が同じ目的に向かってまちづくりに取り組まなければいけないというのが「住民主体」であるので、忘れずに今後も検討いただきたい。
	地域の独自性を発揮するためには、一律の規則を定めると動きづらいので、どのように解決していくのかを考えなければならない。自主性を大事にする形だと、自分の地域をこういう風にしたいという提案から、共通するものがあれば市全体で規則を決めていただき、地域の独自性を大切にするための担保がないと、地域が動きづらい気がする。どのように地域が決めるかが大事である。
	センター長やセンター職員、地域任用職員、地域づくり組織の位置付けや重きは地域の事情に応じてまとめていけばどうか。地域共通の制度を作って動く方がいいなど、もう少し議論の必要があるのではないかと。もう一度考えていただいたうえで、提案があればどんどん出していく。その形でもう一回議論を進めていく形でよい。

委員長 事務局	※異議なし。 4. 次回の日程及び協議内容の確認について ●第2案 <u>11月20日（金）午前9時半から</u>の開催で決定 5. その他 会議の中で委員から質疑のあった総合教育会議の委員任命については、担当課長が欠席であるため、正確な回答が得られないことから、確認したうえで次回以降回答する。 最初の報告事項（検討事項3修正）について、3ページの下から4行目が「向かえる」とあったので「迎える」に修正する。 6. 閉会 閉会 11:55
備 考	